

遠野市被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

### 遠野市被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災津波により、岩手県内で住宅が全壊した（半壊し、又は当該住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅を解体したものを含む。）被災者が早期の生活再建を図るため、市内にその居住する住宅を建設し、又は購入することに要する経費に対し、予算の範囲内で、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 東日本大震災津波 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びに同年4月7日に発生した余震による災害をいう。

(2) 被災世帯 次に掲げる要件のいずれも満たす者が属する世帯をいう。

ア 東日本大震災津波により、岩手県内でその居住する住宅が全壊し、又は解体した被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第2号イ又はロに該当する世帯として、法第3条第1項（同条第2項各号（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額及び被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第3条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の規定による被災者生活再建支援金（以下「基礎支援金」という。）の支給を受けていること。

イ 市内に新たにその居住する住宅を建設し、又は購入する世帯として、法第3条第1項（同条第2項第1号（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額に係る部分に限る。）の規定による被災者生活再建支援金（以下「加算支援金」という。）の支給を受けていること。

(3) 複数世帯 被災世帯であって東日本大震災津波の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である世帯をいう。

(4) 単数世帯 被災世帯であって東日本大震災津波の発生時においてその世帯に属する者の数が1である世帯をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象者、第1条に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更は、補助金の交付決定額の変更を伴う変更以外の変更とする。

(申請の取下期日)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6条 規則の規定により提出する書類及び提出期限は、別表第2のとおりとする。

附 則

この告示は、平成24年6月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象者	経費	補助額
複数世帯に属する者	市内に住宅を建設し、又は購入することに要する経費	1,000,000円（加算支援金の申請書に添付した契約書に記載された契約額が1,000,000円に満たない場合にあっては、当該契約額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））
単数世帯に属する者	同上	750,000円（加算支援金の申請書に添付した契約書に記載された契約額が750,000円に満たない場合にあってはその契約額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

別表第2（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	提出期限
規則第4条の規定による書類	遠野市被災者住宅再建支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 1 加算支援金の申請書に添付した住宅の建設又は購入に係る契約書の写し 2 加算支援金の支給を受けた金融機関の口座と同じ預金通帳の写し 3 被災者生活再建支援金支給通知書の写し 4 その他市長が必要と認める書類	別に定める。
規則第6条第1項の規定による書類	遠野市被災者住宅再建支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	遠野市被災者住宅再建支援事業補助金交付請求書（様式第3号） 1 加算支援金の申請書に添付した契約書に係る請求書又は領収書の写し 2 その他市長が必要と認める書類	別に定める。

(表面)

様式第1号 (別表第2関係)

遠野市被災者住宅再建支援事業補助金交付申請書

年 月 日

遠野市長 様

標記補助金の交付を受けたいので、遠野市被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者氏名

㊦

※ 必ず記入してください。

被災者生活再建支援金 支給番号						
1	0	-				

(世帯主以外の方が申請する場合はその理由：)

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単身世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。 ( 単数 ・ 複数 )

(2) 世帯主の氏名

	ふりがな	
--	------	--

(3) 被災した住宅の住所  
※ 岩手県内に限る。

〒

2 新たに建設し、又は購入して居住する住宅について記入してください。

建設又は購入して居住する住宅の所在地の住所  
※ 遠野市内に限る。

〒

3 被災世帯の現在の住所及び電話番号を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	( )

4 被災者生活再建支援金の加算支援金(建設・購入)の振込先と同じ口座を記入してください。

金融機関名		支店名等		種別		口座番号					
				普通・当座・その他							
ゆうちょ銀行	記号				番号						
口座名義人(氏名)		カタカナ									

(裏面)

5 被災者生活再建支援金の基礎支援金を申請した住宅の被害状況を、○で囲んでください。

( 全壊 ・ 半壊解体 ・ 敷地被害解体 )

6 被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）の申請書に添付した、契約書の写しに記載されている建設地又は購入する住宅の所在地について○で囲んでください。

被災した住宅の住所と ( 同じ市町村 ・ 別の市町村 )

7 被災者生活再建支援金の受給（申請）の状況について該当する金額を○で囲み、振込（申請中の場合は申請）年月日と受給（申請中の場合は予定）額を記入してください。

区分 (被災者生活再建支援金の受給)		支援金受給額(申請額)		振込(申請)年月日
		複数世帯	単数世帯	
基礎支援金(A)	全壊	100万円	75万円	年 月 日
	解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円	
加算支援金(B)	建設・購入	200万円	150万円	年 月 日
				受給(予定)額(A+B): 万円

8 申請する遠野市被災者住宅再建支援事業補助金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区分 (新たに住宅を建設・購入する場所)	補助金申請額(C)		備考(添付書類等) ※ 添付書類を○で囲むこと
	複数世帯	単数世帯	
被災した住宅の住所と同じ市町村内	100万円	75万円	契約書の写し 預金通帳の写し 被災者生活再建支援金支給通知書の写し その他( )
被災した住宅の住所と別の市町村内	100万円	75万円	
その他の区分	複数世帯	単数世帯	申請額(C): 万円
加算支援金の申請書に添付した契約書の 契約額が補助金の交付の限度額に満たない場合	万円	万円	

(注) 備考(添付書類等)の「契約書の写し」は、被災者生活再建支援金申請書に添付した契約書と同じ契約書の写しを添付してください。

(災害名) 東日本大震災及び津波

遠野市が、この補助金を交付するための審査に必要となる私の世帯の被災者生活再建支援金の申請及び支給に関する書類並びにこの申請に関する書類に係る個人情報について、遠野市と関係機関（被災した住宅の所在地の市町村、岩手県及び財団法人道庁県会館に限る。）の間で、必要な書類の写しの交付等を請求すること、又は当該書類の写しの交付等を行うことにより、情報提供が行われることについて同意します。

年 月 日

遠野市長 様  
関係機関の長 様

申請者(同意者)氏名

㊟

様式第2号（別表第2関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(電話番号) ㊟

遠野市被災者住宅再建支援事業変更（中止、廃止）申請書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた  
標記事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、遠野市補助金交付規  
則により、承認を申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の内容

2 理由

様式第3号（別表第2関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(電話番号) ㊟

遠野市被災者住宅再建支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた標記事業について、（関係書類を添付し、）次のとおり補助金を請求します。

- 1 請求額 金 円
- 2 補助金の振込先 申請書記載の被災者生活再建支援金加算支援金の振込先に同じ